

◎ 第123回定例研究会

9月28日(木)

於:静岡県評会議室

安倍「働き方改革」に対する批判

報告:加茂 大樹 氏 (弁護士)

●第1 長時間労働の解消

(労働基準法の改正)

1 時間外労働の上限規制

【改正案】

1ヶ月 45時間、1年間 360時間

臨時的な業務については

1ヶ月 100時間、1年間 720時間

(休日労働を含まない)

【問題点】

- ・規制の上限時間が長時間である。
- ・1ヶ月100時間、2ヶ月から6ヶ月までの月平均時間外労働が80時間以内。休日労働を含むと、年間960時間の時間外労働。
- ・自動車の運転、研究開発等、恒常的に長時間労働に従事している労働者が適用除外となっている。

2 高度プロフェッショナル制度(残業代ゼロ法)

- ・労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は対象労働者に適用しない。
- ・年収が平均賃金の3倍を相当程度上回る水準として厚労省令で定めた金額(1075万円を想定)。
- ・健康確保措置:1年間で104日、かつ、4週4日以上以上の休日

【問題点】

- ・1日24時間、24日連続勤務も可能。
- ・深夜割増賃金すら適用除外。
- ・「健康確保措置」は健康確保措置になっていない。
- ・年収要件は低くされるおそれがある。

3 裁量労働対象拡大

- ・企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大
- ①事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務
- ②法人顧客に対して販売又は提供する商品・役務を開発し提案する業務

【問題点】

- ①は、どのような企画業務の管理する立場なのか、非常に不明確。
- ②は法人相手の営業を行っている職務は対象に含まれる可能性がある。

●第2 非正規と正規の格差是正

1 同一労働同一賃金

- ・労働契約法20条をパート法8条に移して、パートタイム労働者・有期契約労働者ともに、正社員との待遇の相違が、職務内容、職務内容・配置変更の範囲、その他の事情に照らして不合理であってはならない旨を規定する。
- ・派遣労働者にもパート・有期と同じように、均等・均衡待遇規定を設けるが、労使協定の締結により均等・均衡待遇をとらなくてもよい選択制とする。

【問題点】

- ・立証責任は使用者ではなく、労働者にある
- ・正規の協力が必要、そうでないと待遇差が良く分からない。
- ・違反があったとしても、非正規と正規労働者が同一の労働条件となるわけではない。

2 非正規の正社員化などキャリアアップの推進

- ・キャリアアップ助成金、正規、非正規の諸手当の共通化を行う事業者への助成金の活用。

●第3 高齢者の就労促進

- ・継続雇用支援・定年延長の支援、高齢者のマッチング支援。
- ・2020年度まで集中期間、65歳を超える継続雇用や65歳までの定年年齢の引き上げの助成措置やマニュアル作成。

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>